

緑化木等配布対象要件

事業名	みどりづくり支援事業	被災地支援事業
事業対象地基準	<p>1 緑化によりイメージアップが図られる県及び市町村が管理する下記の公共施設等。 ただし、県所管公共施設で事業を行う場合、事業実施者は施設管理者以外に限るものとする。</p> <p>(1) 学校 (2) 市町村庁舎等 (3) 体育館、グラウンド、図書館、公園等公共施設 (4) 道路、河川敷等 (5) その他</p> <p>2 企業の事務所、工場敷地等周辺環境と一体的に緑化を図る必要があると認められる所</p> <p>3 緑化推進のモデルとなる地域で知事が適当と認める所</p>	<p>東日本大震災で被害を受け、左記に該当する所とする。</p>
緑化木等の種別及び数量	<p>1 緑化木 緑化木は別に定める百万本植樹事業緑化木一覧表から申込者が配布を希望する樹種を選択して申し込むこと。</p> <p>2 植樹用資材 樹高2m以上で、かつ高木性樹種の配布を希望する場合、必要に応じて支柱及び肥料を併せて申し込むことができる。 配布される資材の仕様については次のとおり。</p> <p>① 支柱</p> <p>1) 樹高2.0m以上 1本支柱用 真竹：長さ 2.5m 1本</p> <p>2) 樹高3.0m以上 ハッ掛型用 真竹：長さ 5.0m 3本</p> <p>② 肥料</p> <p>1) 樹高2.0m以上 バーク堆肥：1本あたり5kgまで</p> <p>2) 樹高3.0m以上 バーク堆肥：1本あたり10kgまで</p> <p>3 標柱 1事業箇所当たり1基配布される。</p> <p>4 緑化木等経費の上限は、予算の範囲内で知事が別に定めるものとする。</p> <p>5 配布される緑化木等の種別及び数量は、予算の範囲内で知事が査定し決定する。</p>	<p>1 緑化木 左記のとおり。</p> <p>2 植樹用資材 必要に応じて支柱及び肥料を併せて申し込むことができる。 配布される資材の仕様については次のとおり。</p> <p>① 支柱</p> <p>1) 樹高0.5m以上 1本支柱用 真竹：長さ 2.5m 1本</p> <p>2) 樹高3.0m以上 ハッ掛型用 真竹：長さ 5.0m 3本</p> <p>② 肥料</p> <p>1) 樹高0.5m以上 バーク堆肥：1本あたり2kgまで</p> <p>2) 樹高2.0m以上 バーク堆肥：1本あたり5kgまで</p> <p>3) 樹高3.0m以上 バーク堆肥：1本あたり10kgまで</p> <p>3 標柱 左記のとおり。</p> <p>4 左記のとおり。</p> <p>5 左記のとおり。</p>
配布対象外	<p>枯損木等の補植については配布対象外とする。</p>	

